

《 妊婦自身と周囲に緊急に行動、注意していただきたいこと 》

初診で妊娠判明したときのお願い

- ① 直ちに妊婦風疹抗体価検査を（過去のデータがあれば代用可能）実施し、HI 16倍以下のリスク妊婦の場合には、結果を速やかに伝えるなどして罹患予防に徹するよう注意を促して下さい。
- ② 妊娠判明時に直ちに夫、同居家族（定期接種対象の子どもは除く）の風疹接種歴、既往歴等の確認を行って下さい。
- ③ 上記の記録が確認出来ない家族などは風疹抗体価測定を実施して下さい（市区町村保健所等の検査助成の情報提供を参照して下さい）。
- ④ 妊娠している可能性がある女性、妊娠中の女性は、【麻疹風疹＝MR】ワクチンの接種を受けることはできません。

風疹抗体の有無の結果が判明するまでの妊婦およびリスク妊婦と判明した妊婦に対しての指導およびお願い

- ① 人混みは避け出歩かないようして、厳重な防衛策をとって下さい。
- ② 夫がリスク者（風疹抗体をもたない）疑いもしくはリスク者確定なら、夫は直ちにワクチン接種をして妊婦への万全の風疹罹患予防策をとって下さい（MR ワクチンを接種した場合は、接種後 2～3 週後から効果あり）。
- ③ 妊婦から職場の健康管理者に、妊娠初期であることを伝え、職域での風疹患者発生の把握に努めてもらうと同時に、職域での風疹例発生時には直ちに妊婦まで連絡をもらうようにして下さい。
- ④ 職域で患者が出た場合は、患者はもとより、リスク妊婦の『出社の差し控え』を含めて、妊婦への万全の保護策をとってもらえるよう、職場の健康管理者へ申し出て下さい。（主治医からの意見書、指導書面等があればなおよい）⇒出社差し控えの場合は『公休扱い』にしてもらうように働きかけて下さい。

流行地域の産科医療施設へのお願い

『風疹疑いのある妊婦は、直接の来院受診をしないよう、まずは電話で相談をして下さい。』と指導を徹底して下さい。

また、

『風疹流行につき 付き添い、お見舞いの方は

① マスク着用

② 風疹罹患の場合はもとより、疾患名が明らかではない風邪気味（発熱、リンパ節の腫れ、発疹等）の方は来院されませんようお願いいたします』といった掲示をお願いいたします。

妊婦を守るためにすべての皆様へ再三にわたるお願い

- ① 風疹の罹患歴がなく、1歳以上で2回の予防接種記録がないすべての人は、【麻疹風疹＝MR】ワクチンの接種を受けて下さい。
- ② 30代から50代男性は風疹の免疫を持っていない人が多く、ぜひ【麻疹風疹＝MR】ワクチンの接種を受けて下さい。いま、この世代の男性においては、夫を含め風疹ウイルス感染者がどこにいるかわからない状態が続いています。